

豊橋市屋外広告物条例の一部改正について

1. 背景と目的

豊橋市では、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を目的に、豊橋市屋外広告物条例において、看板等の屋外広告物に関する必要な規制を定めています。

平成27年2月に発生した札幌市での看板の落下事故以来、公衆への危険性が社会問題化し、屋外広告物に対する安全対策の強化を求める声が全国的に高まっています。このような中、安全点検の義務化などを内容とする国の「屋外広告物条例ガイドライン(案)」の改正が行われたことを踏まえ、本市においても安全対策強化に向けて規制を見直すこととし、本条例を改正するものです。

2. 改正の概要

(1) 安全点検の義務化

屋外広告物の表示者・設置者・管理者に、その本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況について、原則、全ての広告物の安全点検を義務付ける。

ただし、簡易な広告物など規則で定める広告物については除く。

(現行では、許可が必要な広告物だけ点検を義務付けている。)

(2) 一定規模を超える広告物について有資格者による点検義務化

高さ4mを超える広告物または表示面積の合計が10㎡を超える広告物については、屋外広告士またはこれと同等以上の知識を有する者による点検を義務付ける。

(条例施行から3年間猶予)

| 安全点検の対象 | 点検者の資格 | 安全点検対象外とする広告物 |
|---------------------------|---|---|
| 高さ4m以内 かつ 表示面積10㎡以内 | 資格不要 | ○はり紙、はり札等、広告旗の簡易な広告物 ○法令の規定による広告物 |
| 高さ4m超 または 表示面積10㎡超 | ○屋外広告士 ○建築士(1級・2級) ○特定建築物調査員 ○点検に必要な知識を有すると市長が認めた者(屋外広告物点検技能講習会を修了した者) | ○政治活動広告物 ○選挙運動広告物 ○冠婚葬祭等の広告物 ○公共掲示板に表示する広告物 ○国・地方公共団体の公共目的広告物など |

(3) 点検箇所及び点検項目の明示

安全点検はその本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況について、下記点検箇所と点検項目に基づいて実施することとする。

| 点検箇所 | 点検項目 |
|--------------|-------------------------------|
| 基礎部・ 上部構造 | 1 上部構造全体の傾斜及びぐらつき |
| | 2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間及び支柱ぐらつき |
| | 3 鉄骨のさび発生及び塗装の老朽化 |
| 支持部 | 1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形及び隙間 |
| | 2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ及び欠落 |
| 取付部 | 1 アンカーボルト、取付部プレートの腐食及び変形 |
| | 2 溶接部の劣化及びコーキングの劣化等 |
| | 3 取付対象部（柱・壁・スラブ）及び取付部周辺の異常 |
| 広告板 | 1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形及びビス等の欠落 |
| | 2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形及び欠損 |
| | 3 広告板底部の腐食及び水抜き孔の詰まり |
| 照明装置 | 1 照明装置の不点灯及び不発光 |
| | 2 照明装置の取付部の破損、変形、さび及び漏水 |
| | 3 周辺機器の劣化及び破損 |
| その他 | 1 付属部材の腐食及び破損 |
| | 2 避雷針の腐食及び損傷 |
| | 3 その他点検した事項（ ） |

3 効果と影響

(1) 管理義務に加え、新たに点検義務を課すことで、設置者等に対する適切な維持管理の徹底とともに、管理への責務の再認識と安全意識の向上の効果が期待される。

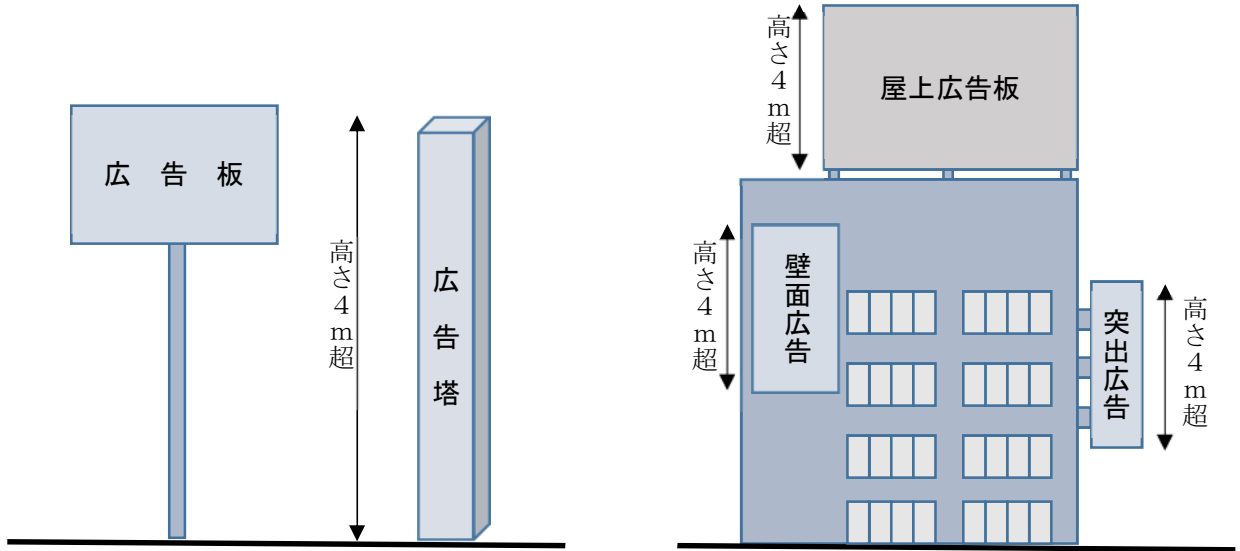
(2) 一定規模を超える広告物については、専門知識を有するものによる確実な点検を義務付けることで、重大な事故の発生リスクを減らし、公衆に対する危害を未然に防ぐ効果があるものと考えられる。

(3) 有資格者による点検の義務付けにより、設置者等に資格の取得や点検業務を実施するための経費等の負担を強いることになる。（このことを考慮して3年の猶予期間を設ける。）

4 施行時期 平成30年7月（予定）

有資格者による安全点検の対象となる広告物の例

《高さ4mを超えるもの》



《表示面積10㎡を超えるもの》

